

2 環境基準

2 環境基準

環境基準とは、環境基本法およびダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準です。

環境基準の詳しい内容については、環境省のホームページで公開されています。

環 境 基 準 名	ホームページアドレス
大気汚染に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html
水質汚濁に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html
騒音に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html
航空機騒音に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/oto2.html
地下水の水質汚濁に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/tika.html
土壌の汚染に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/dojou.html
ダイオキシン類に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

備考 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が 2.5μm 以下のものを微小粒子状物質という。

【参考】環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	短期的評価※ ¹	長期的評価※ ²
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素 (CO)	1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし 1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント (O _x)	昼間の 1 時間値で評価し、これが 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)		日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})		1 年平均値が長期基準の 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m ³ 以下であること。

備考 1 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が 6,000 時間以上の測定局（有効測定局）のみを対象とする。

2 微小粒子状物質は、年間測定日数が 250 日未満の測定局は評価対象としない。

(注) ※ 1 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。

※ 2 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと※
P C B	検出されないこと※
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項 目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注) ※「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに

水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において
不快感を生じない限度

2 環境基準

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

【参考】本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B 生物 A	□ イ	昭和47年4月1日【類型指定】北海道告示第1093号 平成13年5月7日【一部改正】北海道告示第820号 平成23年6月7日【水生生物類型指定】北海道告示第402号
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E 生物 A	□ イ	
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	
別途前川（全域）	E	ハ	昭和48年3月15日【類型指定】北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類
イ 直ちに達成
□ 5 年以内で可及的速やかに達成
ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用
工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

【参考】本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
春採湖（全域）	湖沼 B Ⅴ	ハ ハ	昭和59年11月29日【類型指定】北海道告示第2062号
阿寒湖（全域）	湖沼 AA Ⅲ	イ イ	昭和61年1月13日【類型指定】北海道告示第44号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成

ロ 5 年以内で可及的速やかに達成

ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 海域

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2 環境基準

(4) 騒音に係る環境基準

① 騒音に係る環境基準

市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成 24 年 3 月 30 日 釧路市告示第 93 号）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(等価騒音レベル L_{Aeq})

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼 間 6～22 時	夜 間 22～翌日 6 時
A	第 1 種区域及び第 2 種区域(都市計画法に基づく用途地域が第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に限る)	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第2種区域（A 類型の地域を除く）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	60 dB 以下	50 dB 以下

備考 1 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

2 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

3 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

(等価騒音レベル L_{Aeq})

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車 線	昼 間 6～22 時	夜 間 22～翌日 6 時
A	第 1 種区域及び第 2 種区域(都市計画法に基づく用途地域が第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に限る。)	2 車線以上	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第2種区域（A 類型の地域を除く。）	2 車線以上	65 dB 以下	60 dB 以下
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	1 車線以上		

備考 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

(等価騒音レベル L_{Aeq})

基準値		備 考
昼間 6～22 時	夜間 22～翌日 6 時	
70 dB 以下	65 dB 以下	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。 ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル 2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

ウ 航空機騒音に係る環境基準

(時間帯補正等価騒音レベル L_{den})

地域の類型	基 準 値
I	57 dB 以下
II	62 dB 以下

(注) 1 I を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）とは、航空機 1 機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうさを表す数値のこと。

(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと※
P C B	検出されないこと※
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 mg/L 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注) ※「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

項 目	基準値
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
セ レ ン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふ っ 素	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	1 mg/L 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基準値
カ ド ミ ウ ム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと※ ¹
有機燐（りん）※ ¹	検液中に検出されないこと※ ¹
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下
砒 （ ひ ） 素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと※ ¹
P C B	検液中に検出されないこと※ ¹
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

(注) ※¹「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

※ 2 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

項 目	基準値
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備 考
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年平均値）	1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾー パラー ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1pg-TEQ/L 以下（年平均値）	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	